

平成30年第3回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成30年3月29日（木） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司
- 4 欠席者 加賀谷 得子
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊
書記 三浦 保、門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第 5 号 選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて
 - (2) 議案第 6 号 選挙人名簿の移替えの延期について
 - (3) 議案第 7 号 選挙長の執務場所を定めることについて
 - (4) 議案第 8 号 候補者届出の受付順位の決定方法について
 - (5) 議案第 9 号 選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて
 - (6) 議案第10号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
 - (7) 議案第11号 ポスター掲示場の掲示板の区画数を定めることについて
 - (8) 議案第12号 投票所を定めることについて
 - (9) 議案第13号 投票所の閉鎖時刻について
 - (10) 議案第14号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて
 - (11) 議案第15号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
 - (12) 議案第16号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて
 - (13) 議案第17号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて
 - (14) 議案第18号 投票及び開票の順序を定めることについて
 - (15) 議案第19号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて
 - (16) 議案第20号 選挙会の日時及び場所を定めることについて
 - (17) 議案第21号 選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて
 - (18) 議案第22号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

午前 8 時 5 0 分開会

腰丸書記長 おはようございます。本日、加賀谷委員から欠席する旨報告がありましたのでご報告致します。

 それでは只今から、平成 3 0 年第 3 回三種町選挙管理委員会を開会致します。始めに委員長からご挨拶をいただいてその後進行方よろしくお願い致します。

近藤委員長 はい。おはようございます。3 月もあと少しで終わりです。それぞれ皆さん人事異動で顔ぶれも変わるようです。加賀谷委員は風邪を引いたということで本日欠席ですが、案件も今回だいぶ多いので、それぞれ関連のあるものをまとめて審議していきたいと思います。それでは座って進めさせていただきます。

近藤委員長 それでは会議録署名委員の指名ということで、本日は田村委員と川田委員にお願い致します。

近藤委員長 それでは、案件に入らせていただきます。

 議案第 5 号、第 6 号については、選挙時登録に関する案件ですので一括して審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。始めに、議案第 5 号「選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて」。

 平成 3 0 年 5 月 1 3 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第 2 2 条第 2 項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成 3 0 年 5 月 7 日（月）。(ただし年齢については平成 3 0 年 5 月 1 3 日)
- 2 登録を行う日 平成 3 0 年 5 月 7 日

 内容について説明します。

 まず、1 の「被登録資格の決定の基準となる日」につきまして、今回の同時選挙に伴う選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めるもので、告示日の前日 5 月 7 日（月）に定めたいとしております。

 なお、年齢要件につきましては、選挙日当日の 5 月 1 3 日まで満 1 8 歳になる方を対象と致します。

また、２の「登録を行う日」につきましては、基準日５月７日に委員会を開催し、選挙人名簿への登録を行うこととしております。

続きまして、議案第６号「選挙人名簿の移替えの延期について」。

公職選挙法施行令第１７条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

移替えを延期する期間 平成３０年４月２０日（金）から平成３０年５月１３日（日）まで。

内容につきましては、選挙人名簿に登録されている方が、他の投票区に町内転居された場合、選挙人名簿上の投票区の移替えを行う必要がありますが、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、投票区の移替えを延期できることとなっております。公職選挙法上は、最大で選挙の前６０日間、登録の移替えを延期できることとなっております。

今回の同時選挙に伴いまして、４月１９日の夜に投票所入場券のデータ作成を行います。投票所入場券を作成した後に町内転居で投票区が変わる方につきましては、選挙が終わるまで投票区の移替えは行わない取扱いとなります。

議案第５号、６号の説明については以上です。

近藤委員長 はい。只今の説明について、ご質問、ご意見ありませんか。

（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長 無いということですので、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声有り。）

近藤委員長 それでは、原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に議案第７号から９号まで一括して審議します。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。３頁目をお願いします。議案第７号「選挙長の執務場所を定めることについて」。

平成３０年５月１３日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

選挙長の執務場所につきましては、ご覧のとおり、告示日５月８日午前８時３０分から選管事務室に定めたいとしております。

次に、議案第 8 号「候補者届出の受付順位の決定方法について」。

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順位は、選挙の期日の告示日の午前 8 時 30 分現在において、三種町八竜農村環境改善センターに到着している者に限り、くじでその順位を定める。

内容について説明します。

5 月 8 日告示日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、隣の改善センターで立候補届出の受付を行います。

立候補届出の受付順位は、先着順が原則ですが、受付開始の午前 8 時 30 分までに複数の立候補予定者が参集している場合には、その立候補予定者の受付順位をくじで定めるというものです。

次の頁に、受付要領ということで、立候補届出順位の決定の手順を載せておりますのでご覧ください。

2 の「選挙長が行うくじの対象者及び方法」ですが、(1) の「くじの対象者」につきましては、選挙期日の告示日の午前 8 時 30 分までに立候補届出のため受付の会場に参集した者が対象となります。

(2) の「くじを引く順序を決めるくじ」については、まず、受付順位を決めるくじの順番を決めるための予備抽選を行います。

次に、(3) 立候補届出の受付順序を決めるくじ（本抽せん）を行い、受付順位を決定する流れとなります。

また、3 としまして、「くじの対象とならなかった者の立候補届出の受付順序」ということで、午前 8 時 30 分の受付開始後に到着した立候補予定者につきましては、くじによって決定された最後の順序の次の順序から到着順で番号をふるとなります。

また、4 「立候補届出の受付順序」につきましては、①三種町長選挙②三種町議会議員一般選挙の順番で受付を行います。

次に、議案第 9 号「選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて」

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、三種町選挙公報の発行に関する条例第 4 条第 2 項に規定する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所を次のとおり定める。

三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

内容については、町長選挙及び町議会議員選挙におきましては、三種町選挙公報発行に関する条例に基づき、選挙公報を発行することになります。

複数の候補者を掲載する場合の掲載順序につきましては、条例の規定により、選挙管理委員会がくじで定めることとなっておりますので、くじを行う日時については規程で告示日の午後５時１０分からと定められておりますので５月８日午後５時１０分からとなります。そのくじを行う場所を役場第一会議室に定めたいとするものです。

以上で、議案第７号から第９号までの説明を終わります。

近藤委員長 只今の議案第７号から第９号までの説明につきまして、ご質問、ご異議等ございましたらお願いします。

（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いようですが、原案どおり決定してよろしいでしょうか。
（「はい」の声有り。）

近藤委員長 それでは、原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第１０号、第１１号は、ポスター掲示場関連の案件ですので、一括して審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。７頁をお願いします。議案１０号「ポスター掲示場の設置する場所を定めることについて」。

平成３０年５月１３日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における三種町ポスター掲示場設置条例第２条第１項の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

ポスター掲示場の設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区４９箇所、山本地区６２箇所、八竜地区４６箇所の計１５７箇所となります。

設置場所の詳細につきましては、次の８頁以降に別紙として記載しておりますので、後程ご確認いただきたいと思います。

変更箇所と致しましては、これまでの山本地域１０３番を欠番として最終番号を１５８番の１５７箇所としておりましたが、この度欠番を詰め最終番号１５７番となっています。

続きましては、１３頁をお願いします。議案第１１号「ポスター掲示場の掲示板の区画数を定めることについて」。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示板の区画数を次のとおり定める。

ポスター掲示場の区画数につきましては、三種町公職選挙執行規程において、選挙の都度選挙管理委員会が定めるとなっております。そのため、町長選挙、議会議員一般選挙とも、定数や立候補予定者説明会への出席状況等を勘案しながらご覧のとおり、区画数を提案しております。

まず、1の三種町長選挙の掲示板につきましては、ご覧のとおり、上段、下段各2区画の合計4区画としております。

次に、2の三種町議会議員一般選挙につきましては、今回の定数が16となりますが、立候補予定者説明会出席人数も勘案しご覧のとおり、上段、中段、下段各8区画の合計24区画としております。

なお、掲示板の番号は、公職選挙執行規程により、左上から下に向かって順番に表示するとなっております。

各候補者は、自分の立候補の届出順位と同じ番号の区画にポスターを掲示することとなります。

以上で、議案第10号と議案第11号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の議案第10号と議案第11号の説明について、ポスター掲示場の確認も含めまして、何かご質問、あるいはご異議等ございませんでしょうか。

川田委員 ポスターの掲示場もあまり高さがあるとポスターを貼る人も貼りづらいと思うのであまり高さは無いほうがいいですね。能代市の掲示場は貼るのに脚立が必要のようで、車の通る場所などは大変そうですね。

門間書記 能代市は4段のようなので、一番高いところはそうなると思います。

川田委員 三種町は3段なのでその点は問題ないと思いますし、幅も前回も設置した場所が主だということであれば問題ないと思います。

近藤委員長 問題なければ、原案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。

(「はい」の声有り。)

近藤委員長 それでは、原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第１２号から議案第１５号まで、投票所関連の議案ですので、一括して審議致します。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。１４頁をお願いします。議案第１２号「投票所を定めることについて」。

平成３０年５月１３日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

投票区につきましては、琴丘地区が６投票区。山本地区が８投票区。八竜地区が７投票区の計２１投票区となり、投票所につきましても、これまでと変更はありません。

次に、議案第１３号「投票所の閉鎖時刻について」。

平成３０年５月１３日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。

閉鎖時刻を２時間繰り上げる。

投票の時間 自 午前７時００分 至 午後６時００分

今回の選挙における各投票所の閉鎖時刻につきまして、これまでの町の選挙と同様に、２時間繰り上げを行い、午後６時までとする内容となります。

投票所の開閉時刻につきましては、公職選挙法上、原則午前７時から午後８時までとなっておりますが、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情がある場合等には、投票所を閉じる時刻を４時間以内の範囲内で繰り上げできることとなっております。

この点、今回の選挙は、町民に一番身近で、重要な選挙でございますので、できるだけ早く選挙結果をお伝えする必要もあります。また、当日の投票時間を２時間早めても、期日前投票の浸透によって、投票機会が十分確保されますことから、今回も閉鎖時刻を２時間繰り上げたいとしております。

参考までに、一番直近の選挙で、昨年１０月２２日執行の衆議院議員総選挙の投票状況について１６頁に資料を載せておりますのでご覧ください。左から有権者数、期日前投票、不在者投票、当日の投票所での時間別投票の結果となります。

ご覧のように、期日前投票が制度として定着致しまして、投票者の５２．８％の方が期日前投票を利用されております。また、当日の時間別状況を見ましても、１８時から１９時に投票された

方は84人となっており、午後6時としましてもとくに選挙人の投票に支障は無いというふうに考えておりますし、支障が出ないようしっかりと有権者への広報を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、議案第14号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所については、ご覧のとおり、琴丘地域拠点センター、山本総合支所、八竜農村環境改善センターの3会場としております。

2 設置する期間につきましては、告示日の翌日5月8日から選挙日の前日5月12日までの4日間、時間は午前8時30分から午後8時までとしております。

今回の選挙につきましては、期間も4日間と短いことから3会場すべて同日開始としております。

3 不在者投票につきましては、三種町選挙管理委員会事務室におきまして、期日前同様、5月9日から5月12日まで、時間も午前8時30分から午後8時までとしております。

続きまして、議案第15号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第175条第3項の規定により行う、投票記載所に掲示する氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定める。

1 日 時 平成30年5月8日（火）午後5時40分

2 場 所 三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町役場第1会議室

選挙の際、投票記載所の記載台に候補者の氏名と党派を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めることになっておりますので、そのくじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとするものであります。

説明については以上となります。

近藤委員長 只今の議案第12号から議案第15号の説明について、何かご

質問、あるいはご異議等ございませんでしょうか。

田村委員 先程の資料にあった選挙の投票率ですが、これは地区ごとや琴丘、山本、八竜の地域ごとの投票率を広報などに載せることはできますか。

三浦書記 現在はホームページには載せています。広報みたねの方には、全体の投票率は載せています。紙面の都合もありますが、要望があれば個々の投票率を載せることは可能です。

近藤委員長 他にありませんか。

近藤委員長 無いようですので、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声有り。)

近藤委員長 それでは、原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第16号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 議案第16号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて」。

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 平成30年5月4日（金）

不在者投票につきましては、告示日の翌日から選挙期日の前日まで受付しますので、今回は4日間しか期間がありません。仕事などで遠方にお住いの有権者が、滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票を行う場合、早めに投票用紙が手元に届かないと、期間内に投票できないおそれが出てくるため、事前に不在者投票の請求があったものにつきましては、告示日前の選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始できることとなっておりますことから、その発送開始日を告示日の前の週の金曜日5月4日に定めたいとするものです。

只今の議案第16号の説明について、何かご質問あるいはご異議等ございませんでしょうか。

(「ありません」の声有り。)

近藤委員長 無いようですので、原案どおり決定したいと思います。よろし

近藤委員長
近藤委員長
門間書記

それでは、原案どおり決定致します。

はい。議案第 17 号「投票用紙の色及び文字の色を定めることについて」。

1	三種町長選挙	投票用紙の色	白
		投票用紙の文字の色	黒
2	三種町議会議員一般選挙	投票用紙の色	オレンジ
		投票用紙の文字の色	黒

なお、前回の選挙では、町長選挙の方は白色に黒字と同じですが、議会議員選挙の投票用紙の色は前回にあさぎ色に黒字でした。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

なお、投票の順序を定めた場合は、その順序を告示して、投票管理者に通知することが必要となります。

委員長　　只今の説明について、ご質問、ご異議等ありましたらお願いします。

(「ありません」の声有り。)

近藤委員長 無いようですので、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声有り。)

近藤委員長 それでは、原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第19号から議案第22号までは選挙会に関する案件となりますので、一括して審議を行います。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。始めに、議案第19号「開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて」説明します。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第79条第1項の規定により、その開票の事務と選挙会の事務を併せて行うこととします。

当選人の決定は、選挙会において決定するのが原則であります。開票と選挙会を同時に行う場合は、候補者ごとの得票結果がそのまま当選人の決定となります。

議案第20号「選挙会の日時及び場所を定めることについて」。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

1 投票を行う場合

(1) 選挙会の日時 平成30年5月13日(日)午後7時00分開始

(2) 選挙会の場所 三種町八竜体育館

2 投票を行わない場合

(1) 選挙会の日時 平成30年5月13日(日)午前10時00分開始

(2) 選挙会の場所 三種町鶴川字岩谷子8番地
三種町役場 第1会議室

内容については、まず、1の投票を行う場合につきましては、先程の議案第19号のとおり、開票事務と選挙会を併せて5月13日(日)午後7時から八竜体育館で行うこととなります。

また、2の投票を行わない場合(無投票の場合)につきましては、公職選挙法第100条の規定により選挙期日から5日以内に選挙会を開き当選人の決定を行わなければなりません。町

長の任期満了日が5月17日となっていることから、5月13日、役場第一会議室で行うこととしております。

続きまして、議案第21号「選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて」。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会（開票）の参観人の数を次のとおり制限する。

これにつきましては、開票の秩序保持のために参観人数の制限を設けるもので、会場の八竜体育館のスペースを勘案し、候補者1人につき5人以内（立候補受付の際整理券を5枚ずつ交付します。）、2の一般の参観者につきましては、先着順に50人以内、投票日当日午前11時から役場1階の玄関ホールにて入場整理券を配布する方法で行うこととしたいと思います。

平成22年の選挙では各陣営10名以内のみの参観としたため、一般参観人が入れないという状況であったようで、前回26年の選挙の時は、そういった改善点を踏まえ一般の方も制限はありますが先着50人参観できるようにしておりましたので、前回同様の参観人数としています。

ちなみに、1陣営5人とした場合、仮に24陣営とした場合120人、これに一般の参観が50人ということで、開票会場の後ろの方に170人位までは収容できるであろうということで設定しております。

50人が妥当かどうかどうか、もう少し増やすべきではないか、そういったことも含めてご審議いただければと思います。

続きまして、議案第22号「選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。

平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

これにつきましては、公職選挙法第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに町の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、人数は全体では3人から10人までとなっております。

従いまして、届出が11人以上となったときは、選挙管理委員会がくじで10人を定めることになります。また、同じ政党の候補者の立会人が3人以上あるときは、その中から2人をくじで決めることになります。

このため、選挙立会人を定めるために行うくじの日時を、平成30年5月10日（木）午後5時30分、場所を三種町役場第1会議室に定めるものであります。

以上で、議案第19号から議案第22号までの説明を終わります。

近藤委員長　　只今の説明に対しまして、ご質問、ご異議等ございましたら、お願い致します。

議案第21号の参観人の人数について、先程の説明では1陣営5人以内、一般参観50人という説明でしたが、この件について何かご意見ありませんか。

川田委員　　開票の途中経過は発表するのですか。

門間書記　　中間発表は行わない予定です。

川田委員　　今は、結果が出れば皆さん電話等で知らせるでしょうからそんなに問題ないと思いますね。この人数で良いと思います。

近藤委員長　　議案第19号から議案第22号について、何もなければ原案どおり決定したいと思いますがいかがでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

近藤委員長　　議案第19号から議案第22号について、原案どおり決定したいと思います。

近藤委員長　　その他について、事務局より説明をお願いします。

三浦書記　　それでは、私の方から執行計画の説明を致します。本日も審議していただいた内容を一覧にしたものになりますが、今回ご説明していない内容について説明致します。3頁目をお願いします。（5）選挙運動用自動車の設備外積載許可の申請手続きについて、こちらは候補者が直接車を持ち込んで積載規格等許可を得ることになります。例年ですと、告示の前日に行っておりますが、県外の事例で、検査の際サイズオーバーにより、手直しが間に合わず当日選挙カーが出せないということが実際にあったようですので、時間に余裕を持って進めたいということで期間を早めて5月2日としております。

14頁、15頁の投票用紙のレイアウトです。今回からすべて記名式の投票用紙となります。

次に、もう1つの資料について、3月20日に立候補予定者説明会を開催致しました。そちらに参加された方々の名簿となりますが、町長選挙が現職1名、新人1名の2名、町議会議員一般選挙については現職16名、新人5人の合計21名が出席されました。

私の方からは以上です。

門間書記 それでは、今後の日程について、議案集26頁をお願いします。

(資料に添って今後の日程を説明。)

門間書記 以上で説明を終わります。

近藤委員長 それでは、今後事務の方も忙しくなるかと思しますのでよろしくをお願いします。他になれば、本日の委員会を閉会したいと思います。どうもご苦勞様でした。

午前10時10分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____